平成２９年（フ）第３２１２号
東京都北区東十条５丁目６―23―202
債務者　阿部　未来
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３２７１号
東京都北区豊島１丁目35―15―501
債務者　花岡　　滋
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４５号
東京都福生市大字熊川1298番地５出浦マンション405号室
債務者　伊藤　克子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３８号
神奈川県高座郡寒川町宮山2076番地13　ヴィラプロムナードⅡ101号室
債務者　山本　哲也
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６６号
横浜市戸塚区名瀬町562番地４　セラミックハイツ名瀬301号
債務者　溝上冨美子
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７３号
横浜市磯子区森６丁目37番49号
債務者　笠井　　眞
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７４号
横浜市磯子区森６丁目37番49号
債務者　笠井　幹枝
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
熊本県天草市牛深町1594―１、前住所熊本県天草市本渡町本戸馬場1294番地１
債務者　川口　恵子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月26日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１５８４号
大阪市西淀川区佃２丁目12番15号
債務者　岸下　紀明
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６３５号
大阪府高槻市道鵜町４丁目14番２号
債務者　出口　　愛
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６１号
東京都立川市羽衣町１丁目16番15号立川中武ヴィラ204号
債務者　坂　真梨亜
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６１号
静岡市葵区遠藤新田12番地の２
債務者　望月　寧乃
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２号
沖縄県八重山郡竹富町字上原552番地
債務者　住吉　速実
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月10日午前11時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第６０号
沖縄県うるま市字上江洲709番地　桜邸108号室、住民票上の住所沖縄県うるま市石川伊波385番地　山城アパートＡ202
債務者　饒波　　敦
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１１９号
岡山市中区倉田669番地19タカハラグリーンコーポ１―Ｃ
債務者　岸川　良輝
1　決定年月日時　平成29年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８２号
東京都八王子市美山町1854番地１
債務者　林　　寿恵
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部